

第7 個人番号カードのその他の手続

1 最初の転入届の受理の際に講ずべき措置

ア 個人番号カードの交付を受けている者が住基法第22条の2第1項に規定する最初の転入届をする場合には、市町村長は、当該個人番号カードを転入届と同時に提出させ、当該届出の年月日及び新たな住所を表面の追記欄に記載し、「転入」と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第4-3-(9)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する（法第17条第6項及び第7項）。

表面の追記欄への記載により、追記欄の余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更が生じた際に追記欄への記載ができなくなることから、速やかに個人番号カードの有効期間内の交付申請を行うよう案内することが適当である。その際には、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報入力を実施の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申請者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する。

なお、追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カードの内部記録事項を変更する際は、市町村職員が新たに住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定し、当該暗証番号の入力を経て内部記録事項を変更し、再び暗証番号をロックした状態とする。

イ 同一の世帯に属する者以外の代理人（本人の法定代理人である場合を除く。）が本人の代理でアの処理を申し出た場合は、本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合が必要であるため、第4-3-(9)ウに準じて取り扱う（本人と同一の世帯に属する者及び法定代理人であれば、暗証番号を入力させることとして差し支えない。）。

ただし、本人の個人番号カードが、追記欄に「顔認証」と記載された状態であるときは、代理人に署名又は記名押印のある委任状を提示させ、ア後段の記載に準じて取り扱う。

なお、本人以外の者による最初の転入届については、本人の個人番号カードを提示させ、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該届出を受理して差し支えない。

2 個人番号カードの券面記載事項の変更届出

ア 市町村長は、第7-1-ア以外の場合において、個人番号カードの券面記載事項に変更を生じたときは、当該個人番号カードを添えて、個人番号カードの券面記載事項の変更内容並びにその者の氏名及び住所を記載した券面記載事項変更届を提出させる（法第17条第8項）。

この場合においては、転居届等に個人番号カードの券面記載事項の変更届出を行う旨を記載することにより、変更届の提出に代えることができる。

イ 個人番号カードの券面記載事項変更届（転入届の受理の際に第7-1-アの処理がされていない個人番号カード（令第14条第3号に該当していないものに限る。）に係る届出を含む。）の提出があった場合は、当該届出の年月日及び変更後の内容を表面の追記欄に記載し「転居」、「職権修正」、「転入」等と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第4-3-(9)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する。

なお、個人番号カードが、追記欄に「顔認証」と記載された状態であるときは、1ア後段の記載に準じて取り扱う。

表面の追記欄への記載により、追記欄の余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更が生じた際に追記欄への記載ができなくなることから、速やかに個人番号カードの有効期間内の交付申請を行うよう案内することが適当である。その際には、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報入力を実施の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申請者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する。

同一の世帯に属する者以外の代理人（本人の法定代理人である場合を除く。）による暗証番号の入力については、第4-3-(9)ーウに準じて取り扱う（本人と同一の世帯に属する者及び法定代理人であれば、暗証番号を入力させることとして差し支えない。）。

ただし、本人の個人番号カードが、追記欄に「顔認証」と記載された状態であるときは、代理人に署名又は記名押印のある委任状を提示させ、1ア後段の記載に準じて取り扱う。

ウ 本人以外の者による変更届については、第7-1-イに準じて取り扱う。

エ 券面記載事項変更届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書新規発行申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

個人番号カード
券面記載事項変更届

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
変更理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

変更のある事項について以下に記入してください。

新しい生年月日	新しい性別	男・女
新しい氏名		
新しい住所		

旧氏に関する事項について届け出る場合は、以下のいずれかの□欄にチェックをつけてください。旧氏の記載・変更
にチェックをつけた場合は、その旧氏を記入してください。

旧氏の記載・変更 <input type="checkbox"/>	旧氏の削除 <input type="checkbox"/>
-----------------------------------	--------------------------------

通称に関する事項について届け出る場合は、以下のいずれかの□欄にチェックをつけてください。通称の記載に
チェックをつけた場合は、その通称を記入してください。

通称の記載 <input type="checkbox"/>	通称の削除 <input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------------

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係
住所	
電話番号	

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。
・電子証明書の新規発行申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード 券面記載事項変更届
電子証明書 新規発行申請書

[]

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号		生年月日 ※		性別 ※	男・女
氏名					
住所					
電話番号					
変更理由					

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

変更のある事項について以下に記入してください。

新しい生年月日		新しい性別	男・女
新しい氏名			
新しい住所			

旧氏に関する事項について届け出る場合は、以下のいずれかの□欄にチェックをつけてください。旧氏の記載・変更
にチェックつけた場合は、その旧氏を記入してください。

旧氏の記載・変更 <input type="checkbox"/>	旧氏の削除 <input type="checkbox"/>
通称に関する事項について届け出る場合は、以下のいずれかの□欄にチェックをつけてください。通称の記載に チェックつけた場合は、その通称を記入してください。	
通称の記載 <input type="checkbox"/>	通称の削除 <input type="checkbox"/>

券面記載事項の変更に伴い失効する署名用電子証明書を発行する場合、□欄にチェックをつけてください。

申請内容	署名用電子証明書の発行 <input type="checkbox"/>
------	--------------------------------------

代替対象文字の有無を以下に記入してください。

代替対象文字 の有無	(無 ・ 有)	常用している文字 <small>(例、吉一助)</small>
---------------	-----------	------------------------------------

※ 申請される方の住所、氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)が
あることを経験上ご存知の場合は、有に○を付けてください。
また、そのような場合に常用されている文字があれば、代わりに置き換える文字を選択する際の参考とするた
め、記入してください。分からない場合は、記入していただく必要はございません。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人		本人との関係	
住所			
電話番号			

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日		
令和 年 月 日			
署名 用電子 証明書	通信の有無	破棄/職権失効の有無と回数	発行手数料額
1. 無	() 回	1. 無	円
2. 有	() 回	2. 有 () 回	
無通信、破棄/職権失効及び発行手数料無料の理由			

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

3 個人番号カードの暗証番号の変更

ア 市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。変更申請者又はその法定代理人に、自ら旧暗証番号及び新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第9項）。

イ 個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者の法定代理人以外の代理人が本人の個人番号カードを添えて暗証番号変更・再設定申請書を提出したときは、代理人に対し、次に掲げる書類を全て提示させ、代理人の代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する（省令第33条第9項）。

(ア) 交付申請者の署名又は記名押印がある委任状

(イ) 回答書

(ウ) 代理人の本人確認書類

代理人の本人確認書類については、第4-3-(1)-AからCまでに準じて取り扱う。

この場合においては、回答書等に変更申請者によって旧暗証番号及び新暗証番号を記載させ、届出をさせた上で、市町村職員が暗証番号の変更を行う。

ウ 個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更については、第4-3-(9)に準じて取り扱う。

4 個人番号カードの暗証番号の再設定

ア 市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。再設定申請者又はその法定代理人に対し、第4-3-(1)又は(7)により本人確認を行った上で、自ら新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第9項）。

イ 個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者の法定代理人以外の代理人が本人の個人番号カードを添えて暗証番号変更・再設定申請書を提出したときは、第7-3-イに準じて取り扱う。

この場合においては、回答書等に再設定申請者によって新暗証番号を記載させ、届出をさせた上で、市町村職員が暗証番号の再設定を行う（省令第33条第9項）。

ウ 個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定については、第4-3-(9)に準じて取り扱う。

個人番号カード暗証番号変更・再設定申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号変更・再設定申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

個人番号カード
暗証番号変更・再設定申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			

申請の内容について、該当する番号に○をつけてください。

申請内容	1. 住民基本台帳用	2. 券面事項入力補助用
	1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。	1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

・電子証明書の暗証番号変更・再設定申請書と統合することとして差し支えありません。

**個人番号カード暗証番号変更・再設定
電子証明書暗証番号変更・再設定
申請書**

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

申請の内容について、該当する番号に○をつけてください。

申請内容	1. 署名用電子証明書	2. 利用者証明用電子証明書
	1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。	1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。
	3. 住民基本台帳用	4. 券面事項入力補助用
1. 暗証番号の変更 2. 暗証番号の再設定 ※暗証番号の初期化および変更を行います。		

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

5 個人番号カードを紛失した旨の届出

ア 個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号カードを紛失した旨の届出を受けたときは、直ちに個人番号カード運用状況を一時停止とする（法第17条第9項）。

イ 電話又は窓口での口頭による届出も受理することとし、氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別等の申告を求め、本人確認を行う。

また、代理人による届出も受理することとし、本人確認と併せて、個人番号カードの交付を受けている者との続柄等の申告を求め、代理権を授与した事実の確認を行う。

ウ 個人番号カードを紛失した旨の届出の受理状況についての市町村任意形式の記録簿を作成し、管理する。

エ 紛失・廃止届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

個人番号カード
紛失・廃止届

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
紛失の経緯			
届けた 警察署※2	() 警察署		
届けた 警察署※2 電話番号	() -		
遺失届受理番号 ※2			

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 個人番号カードの再交付を希望しない場合は、遺失届を届け出た警察署及び遺失届受理番号は記載不要です。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

・電子証明書の失効申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード紛失・廃止届
電子証明書 失効申請/秘密鍵漏えい等届出書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
紛失の経緯			
遺失届を 提出した 警察署※2	() 警察署	電話番号	() -
遺失届受理 番号※2			

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 個人番号カードの再交付を希望しない場合は、遺失届を届け出た警察署及び遺失届受理番号は記載不要です。

失効申請等について、該当するものに○を付けてください。また、失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（個人番号カード、電子証明書の写し等）を本日お持ちいただいた場合にはその旨と、もしその番号をお分かりになる場合には併せてそれもご記入ください。

なお、個人番号カードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該個人番号カードより消去いたしますので、あらかじめご了承ください。

署名用 電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. サービス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)		
利用者証明用 電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. サービス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)		

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

6 紛失した個人番号カードを発見した旨の届出

ア 個人番号カードを紛失した旨の届出をした者（個人番号カードの再交付を受けた者を除く。）から、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けたときは、個人番号カード運用状況を運用中とする（省令第30条）。この際、一時保留状態となっている電子証明書については、失効させる必要があり、再発行の希望がある場合はその処理を行う（公的個人認証サービス事務処理要領第4-3）。

イ アの届出を受理するに際しては、発見した個人番号カードを提示させる。

ウ 一時停止解除届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

個人番号カード
一時停止解除届

△△△△長様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
解除理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人		本人との関係
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・ 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。
・ 電子証明書の一時停止解除届と統合することとして差し支えありません。

7 個人番号カードの廃止又は回収

ア 個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号カード返納届を添えて、個人番号カードの返納があったときは、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（法第17条第11項、令第15条第1項、第2項及び第4項、省令第31条）。

この場合において、他の届出等と併せて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届の提出に代えることができる。

イ 個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、直前の住所地市町村長は、当該個人番号カードを個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（令第15条第3項）。

(イ)の場合（最初の転入届を行うことなく、転入をした日から14日を経過した場合に限る。）であって、当該期間内に当該最初の転入届を行えなかったことに正当な理由があると住所地市町村長が認めるときは、個人番号カードを返納させず、個人番号カード運用状況を廃止及び回収としないこととして差し支えない。

(ア) 国外に転出したとき（その者が戸籍の附票に記録されている者であり、かつ、法第17条第6項（住民基本台帳法第17条第3号に規定する国外転出届をする場合に係る部分に限る。）の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長が法第17条第7項の規定により同項に規定する措置を講じたときを除く。）。

(イ) 最初の転入届を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定日から30日を経過し、又は転入をした日から14日を経過したとき。

(ウ) 住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。

(エ) 住民票が消除されたとき（転出したとき（国外に転出したときを除く。））、日本の国籍の取得若しくは喪失をしたとき、死亡したとき及び(ア)又は(ウ)に該当したときを除く。）。

なお、当該個人番号カードの交付を受けている者が(イ)又は(エ)のいずれかに該当した場合には、住所地市町村長において返納を受け付けて差し支えないこと。この場合は、当該個人番号カードを回収した旨を直前の住所地市町村長に通知し、当該直前の住所地市町村長の了解のもと、住所地市町村において当該個人番号カードを廃棄すること。

ウ 個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、住所地市町村長は、当該個人番号カード（(イ)の場合は、発見した個人番号カード）を個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（法第17条第11項、令第15条第2項、省令第28条第5項）。

(ア) 個人番号カードの有効期間が満了したとき。

(イ) 転出届をした場合において、当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に個人番号カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から90日を経過し、又は当該市町村長の統括する市町村から転出したとき。

(ウ) 住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

(エ) 本人の請求又は職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定により個人番号カードの返納を求められたとき。

(オ) 個人番号カードの再交付を受けた場合において、紛失した個人番号カードを発見したとき。

(カ) 個人番号カードの交付又は第7-1-ア若しくは2-イによる個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認められ、当該個人番号カードの返納を命ぜられたとき。

アからウまでの場合において、他の届出等と併せて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届に代えることができる。なお、郵便等又は代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。

- エ 個人番号カードの交付を受けている者の住民票が消除されたとき（転出をしたとき又は日本の国籍の取得若しくは喪失をしたときを除く。）は、アの場合を除き、その処理と連動して、個人番号カード運用状況を廃止とする（令第14条第4号、第11号及び第12号並びに住基令第8条の2）。
- オ 錯誤に基づき、又は過失により個人番号カードを交付した場合であって、当該個人番号カードの返納を命ずることを決定した旨を通知し、又は公示したときは、個人番号カード運用状況を廃止とする（令第14条第14号及び第16条）。
- カ 個人番号カード返納届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。
なお、電子証明書失効申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりである。

個人番号カード返納届

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
返納理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。
・電子証明書の失効申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード返納届
電子証明書 失効申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
返納理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

失効申請等について、該当するものに○を付けてください。また、失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（個人番号カード、電子証明書の写し等）を本日お持ちいただいている場合にはその旨と、もしその番号をお分かりになる場合には併せてそれをご記入ください。なお、個人番号カードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該個人番号カードより消去いたしますので、あらかじめご了承ください。

署名用 電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. サーベス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)		
利用者証明用 電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. サーベス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)		

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

8 個人番号カードの廃棄

個人番号カードの返納を受けた場合、当該個人番号カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じた上で物理的に廃棄する（令第17条）。

9 既に交付を受けた個人番号カードを暗証番号をロックした状態とする切替手続

ア 市町村長は、個人番号カードの暗証番号をロックしようとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出させ、暗証番号をロックした状態とし、当該申請の年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押した上で、個人番号カードを返還する。なお、当該申請の受付にあたっては、第4-3-(1)又は(7)により本人確認を行う。

なお、暗証番号をロックしようとしている個人番号カードに利用者証明用電子証明書が記録されている場合に限り、暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出できるものとする。

イ 個人番号カードの暗証番号をロックしようとする者の法定代理人以外の代理人が暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出したときは、第4-3-(9)ーイに準じて暗証番号をロックした状態とし、当該申請の年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押した上で、個人番号カードを返還する。なお、当該申請の受付にあたっては、代理人に対し、次に掲げる全ての書類を提示させ、代理人の代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する。

(ア) 交付申請者の署名又は記名押印がある委任状

(イ) 代理人の本人確認書類

なお、暗証番号をロックしようとしている個人番号カードに利用者証明用電子証明書が記録されている場合に限り、暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出できるものとする。

10 追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの暗証番号の設定

暗証番号の再設定については、第7-4に準じて取り扱い、追記欄に記載されている「顔認証」、年月日及び職印に取消し線を引き、取消し線に重ねて職印を押した上で、個人番号カードを返還する。

第8 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等

1 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任

市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる（省令第35条第1項）。

また、委任市町村長は、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示する（省令第35条第2項）。

ア 個人番号カード交付通知書の作成

イ 個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民又は国外転出者（市町村長が備える戸籍の附票に記録されている者に限る。）からの問合せへの対応

2 個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務

機構は、個人番号通知書及び個人番号カードに関して以下の事務を実施する（法第16条の2、省令第23条の2）。

ア 個人番号カードの作成

イ 個人番号カードの作成、送付及び運用に関する状況の管理

ウ 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（以下「個人番号通知書等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。）

エ 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理

オ 交付申請書及び再交付申請書の受付及び保存

カ 電話による個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。）の受付

キ 市町村長から委任された第8-1の事務

3 市町村長から機構への通知

(1) 個人番号通知書・個人番号カード関連事務に関する機構への通知

委任市町村長は、次の事項を、機構に通知する（省令第36条第1項）。

ア 個人番号カード交付通知書の発送先の住所等

イ アに掲げる事項のほか、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を実施するために必要な事項

(2) 個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務に関する機構への通知

市町村長は、次の事項を、機構に通知する（省令第36条第2項）

ア 個人番号通知書、個人番号カードの交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項

イ 個人番号通知書等の発送先の住所等

ウ 第8-2-エに係る事項として、個人番号通知書の返送を受けた場合には、その旨

エ 個人番号カードの発送先の住所等

オ 第8-2-イの事務に係る事項として、次の場合に該当する場合には、その旨

(ア) 個人番号カードを交付した場合

- (イ) 個人番号カードを紛失した旨の届出（利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合
- (ウ) 紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合
- (エ) 個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合
- (オ) 個人番号カードの返納を受けた場合

カ 前各号に掲げる事項のほか、法第16条の2に規定する事務を実施するために必要な事項

(3) 通知の方法

(1)及び(2)の通知は、個人番号カード等技術基準に基づき、電気通信回線を通じて行う（省令第36条第3項）。

第9 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置

1 請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定

(1) 請求に際する通知カードの返納

従前の個人番号に代わる個人番号の指定を請求する者が通知カード所持者（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（令和2年5月25日。以下「第6号施行日」という。）において現に通知カードの交付を受けている者をいう。以下同じ。）である場合には、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通知）」（令和2年5月21日付け総行住第98号）による改正前の本事務処理要領（以下「旧事務処理要領」という。）第1-2の例により、当該通知カードの返納を求める。

(2) 請求の際に提出させる書類

従前の個人番号に代わる個人番号の指定を請求する者が通知カード所持者である場合には、第1-2-(1)-イ又は第1-2-(5)-ウにかかわらず、旧事務処理要領の例により、当該通知カードを提出させることとして差し支えない。ただし、通知カード所持者のうち、次に掲げるものを除く。

ア 第6号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者

イ 第6号施行日前に当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者であって、当該通知カードの追記欄等に変更に係る事項の記載を受けていないもの

2 職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定

職権により従前の個人番号に代わる個人番号を指定する場合であって、当該個人番号により識別される者が通知カード所持者であるときは、旧事務処理要領第1-3-イの例により、当該通知カードの返納を求める旨を当該個人番号と併せて通知する。

3 通知カードの手続

(1) 通知カードを紛失した旨の届出

通知カード所持者についての通知カードを紛失した旨の届出については、旧事務処理要領第2-3-(3)の例による。

ただし、他の届出等と併せて紛失の届出を行うときは、当該届出等に通知カードを紛失した旨を記載することにより、紛失届に代えることができる。

(2) 紛失した通知カードを発見した旨の届出

通知カード所持者についての紛失した通知カードを発見した旨の届出については、旧事務処理要領第2-3-(4)の例による。

(3) 通知カードの返納

通知カード所持者についての通知カードの返納については、旧事務処理要領第2-3-(5)の例によるものとする。

(4) 通知カードの廃棄

通知カード所持者についての通知カードの廃棄については、旧事務処理要領第2-3-(6)の例によるものとする。

4 個人番号カードの交付

交付申請者が通知カード所持者である場合には、当該交付申請者に対し、当該通知カードの返納を求める。

なお、第4-3-(3)又は(5)の方法により個人番号カードの交付を行う場合には、住所地市町村長以外の市町村長は、返納を受けた通知カードを住所地市町村長に送付する。

5 通知カード・個人番号カード関連事務の委任

ア 第6号施行日前において、市町村長が機構に委任した通知カード・個人番号カード関連事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第50号）による改正前の省令第35条第1項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務をいう。以下同じ。）（旧事務処理要領第4-1-イ及びクに掲げる事項に限る。イにおいて同じ。）については、旧事務処理要領第4-1の例により、第6号施行日後においても、機構が行う。ただし、当該通知カード・個人番号カード関連事務については、当該市町村長が並行して行うことができる。

イ アの場合において、通知カード・個人番号カード関連事務の委任の解除及び委任した市町村長による通知カード・個人番号カード関連事務の実施等については、旧事務処理要領第4-3及び4の例による。

ウ 第6号施行日の前日において機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせていた市町村長は、第6号施行日に、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。

エ ウの場合において、第6号施行日前に機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示した市町村長については、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示することを要しない。

第10 国外転出者に係る個人番号カード交付事務

1 交付申請書の受理

ア 交付申請書の記載事項

個人番号カードの交付を受けようとする者に対し、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の事項を記載した交付申請書を、その者が記載されている戸籍の附票を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「附票管理市町村長」という。）を通じて、機構に提出させる（令第13条第1項又は第2項、省令第20条）。

(ア) 交付申請者の氏名及び国外での住所

(イ) 個人番号又は生年月日及び性別

(ウ) 個人番号カードの引渡し場所

交付申請書は、電子証明書発行／更新申請書と統合することとし、次に掲げる様式とする。

イ 写真の添付

交付申請書には、特定年齢未満申請者を除き、次に掲げる要件を満たす写真の添付を求める（令第13条第1項、省令第21条）。ただし、交付申請書の提出時に交付申請者の写真を撮影することとする市町村においては、この限りでない。

(ア) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真であって裏面に氏名等を記載したもの

(イ) 縦の長さが4.5センチメートル、横の長さが3.5センチメートルの大きさのもの

ウ 交付申請書の保存

交付した個人番号カードに係る交付申請書の保存は当該交付申請書を受理した日から15年間、機構が行うものとする（省令第23条）。保存の方法は、原本や写しを保存する方法でなくとも、電磁的方法によることとして差し支えない。

附票管理市町村長は、申請された個人番号カードが交付されるまでの間、当該交付申請書の写しを保管する。

エ 附票管理市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出

交付申請者は、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる。その場合、交付申請書の提出を受けた市町村長は、速やかに附票管理市町村長に当該交付申請書を送付する。

オ 領事官を経由した交付申請書の提出

交付申請者は、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長、公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所長又は公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所長をいう。以下同じ。）を経由して交付申請書を提出することができる。その場合、領事官から附票管理市町村長に当該交付申請書が送付される。

カ 郵送等又は代理人による交付申請書の提出

郵便等又は代理人による交付申請書の提出については、交付申請者が本人であることの確認を個人番号カードの交付時に行うことを前提に、その受理を行うことができる。

キ 二重交付の禁止

既に個人番号カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けようとする場合、第10-4及び第10-5の場合を除き、個人番号カード運用状況が運用中又は一時停止であるときは、交付申請書を受理することができない（省令第24条）。

ケ 交付申請の取消し

附票管理市町村長は、個人番号カードの交付申請者から個人番号カードの交付申請の取消しの申出を受けた場合には、第10-3-(1)-Cに掲げる書類を提示させる等により本人確認を行い、統合端末において個人番号カードの交付申請者のカード発行状況を確認の上、個人番号カードの交付取りやめ処理を行う。この場合において、交付・再交付申請取消申出書の提出を求めることとして差し支えない。

電話による申出も受理することとし、氏名、国外での住所、生年月日、性別及び個人番号等の申告を求め、本人確認を行う。

加えて、交付・再交付申請取消申出書の郵送又は電子メールによる申出も受理することとし（ただし、電子メールによる申出を受理するかは市町村長の任意とする。）、交付・再交付申請取消申出書と交付申請書の記載の同一性を確認することで、交付申請者本人による申出であることを確認する。

なお、交付・再交付申請取消申出書は、交付申請書を提出した又は個人番号カードの引渡し場所として交付申請書に記載した領事官又は附票管理市町村長以外の市町村長を経由して提出することも可能である。

また、代理人による申出も受理することとし、本人確認と併せて、交付申請者との続柄等の申告を求め、附票管理市町村長において、代理権を授与した事実の確認を行う。

交付申請取消しの申出の受理状況について、交付申請取消しの対象者、申出者、申出の受理日、交付申請の取消理由等を記載した市区町村任意様式の記録簿を作成し、管理する。

交付・再交付申請取消申出書の様式は、様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書発行・更新申請取消申出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は様式第2のとおりとする。

【国外転出者用】

個人番号カード交付・再交付申請 取消申出書
兼 電子証明書発行・更新申請 取消申出書

地方公共団体情報システム機構 宛

長 様

※本籍地市町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 (必ず記入)	生年月日 (必ず記入、和暦)	年 月 日	性別 (必ず記入)	男・女
氏名 (必須)	(カタカナ) Name : _____ Address : _____ ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用します (必ず記入)			
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用します (必ず記入)	Name : _____ Address : _____ (国名 (英語表記) : _____)			
国外転出 (予定) 日 (和暦)	年 月 日	該当するものに○を付けてください。 a カード交付 b カード再交付 c 電子証明書発行/更新 取消をする申請・届出の種類と申請場所 (必ず記入)		
取消前の一戸受取希望場所 (必ず記入)	<input type="checkbox"/> 在外公館 () <input type="checkbox"/> 日本国内 ()	<input type="checkbox"/> 在外公館 () <input type="checkbox"/> 大使館/総領事館/領事事務所 ()	<input type="checkbox"/> 大使館/総領事館/領事事務所 () <input type="checkbox"/> 市/区/町/村 ()	<input type="checkbox"/> 大使館/総領事館/領事事務所 () <input type="checkbox"/> 市/区/町/村 ()
取消前の一戸受取希望場所 (必ず記入)	<input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> 在外公館 () <input type="checkbox"/> 日本国内 ()	<input type="checkbox"/> 大使館/総領事館/領事事務所 ()	<input type="checkbox"/> 大使館/総領事館/領事事務所 () <input type="checkbox"/> 市/区/町/村 ()	<input type="checkbox"/> 大使館/総領事館/領事事務所 () <input type="checkbox"/> 市/区/町/村 ()
メールアドレス1 ※ (必ず記入)	都 道 府 県 市 区 町 村			
メールアドレス2	本籍地 市区町村名 (必ず記入)			
電話番号1 ※ (必ず記入)	(国番号 :)	電話番号 (国番号 :)		
電話番号2	(国番号 :)	電話番号 (国番号 :)		
取消事由	取消事由			

※ 電話番号は国番号から記載してください、連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人 記 載 欄	代理人 氏名	本人との関係
	代理人 住所	
代理人 記載 欄	メールアドレス	電話番号 (国番号 :)
事務処理記載欄	外務省管理番号 : _____ 元籍届出 (無) _____ 公館名 (親公館) : _____	受理公館 : _____ 受理年月日 : _____ 届出の種類

2 作成

ア 機構が個人番号カードを作成するにあたっては、特に写真の取違え等が生じることのないよう、その券面記載事項及び内部記録事項が正確であるかどうかについて留意する。

また、写真については、適宜、トリミング、拡大縮小等を行い、本人確認書類として適切な写真の表示に努めること。

イ 個人番号カードを作成する際に、内部記録事項をその内部に記録した日から起算して、下記の区分に応じた有効期間を設定する（省令第26条）。

- A 作成の日において18歳以上の者 作成の日から作成の日後10回目の誕生日まで
- B 作成の日において18歳未満の者 作成の日から作成の日後5回目の誕生日まで

3 交付

(1) 附票管理市町村における交付方法

附票管理市町村長は、その市町村の戸籍の附票に記録されている者に対し、その者の申請により作成された個人番号カードの送付を機構から受けたとき、その者に係る個人番号カードを交付するものとする（法第17条第1項）。

附票管理市町村長は、交付申請者に対して、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メールで通知し、附票管理市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに個人番号及び戸籍の附票に記載されている個人識別事項を確認することにより（法第17条第1項、令第13条第6項本文、令第13条の2、規則第4条）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人に対し、直接、個人番号カードを交付することは適当でない。

次に掲げる書類による本人確認については、表面記載事項等に基づき附票本人確認情報を取得し、当該附票本人確認情報と交付申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。ただし、第10-4の再交付又は第10-5の有効期間内の交付の場合においては、個人番号カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、有効期間満了の日から6月以内である個人番号カードの提示を受けることとして差し支えない。

また、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を、顔認証システムを活用しながら確認する。この場合において、まず目視により同一性の確認を行い、同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、併せて顔認証システムによる同一性の判定を行う。当該判定において同一性が確認できるとされた場合には、特段の事情のない限り、交付して差し支えない。一方、当該判定において同一性が確認できないとされた場合には、原則として交付しない。ただし、複数の職員によるなど、目視により厳格な確認を行い、同一性が確実に識別できると認める場合には、交付して差し支えない。

なお、当該判定に先立ち、交付申請者に対し、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を判定するため、顔認証システムを活用すること、及び撮影した画像は当該判定以外に利用せず、かつ、保存されないことを説明する。

また、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとして差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとして差し支えない。

A 次に掲げるいずれかの措置その他市町村長が適当と認める措置をとる場合には、有効な個人番号カード（第10-4の再交付又は第10-5の有効期間内の交付の場合を想定している。）（当該個人番号カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）及び旅券のうち当該市町

村長が適当と認めるもの

- (A) 書類の暗証番号の入力を求めること。
- (B) 書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された写真、氏名、生年月日及び有効期限を確認すること。
- (C) 交付申請者又は交付申請者と同一の戸籍の附票に記載されている者に係る戸籍の附票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

なお、個人番号カードによる本人確認においては(A)の措置をとること。ただし、機能の不具合等により困難である場合には、(B)又は(C)の措置をとることとして差し支えない。また、半導体集積回路が組み込まれた旅券においては(B)の措置をとること。ただし、機能の不具合又は半導体集積回路を読み取る機器を所持していないこと等により困難である場合には、(C)の措置をとることとして差し支えない。

(C)の措置に係る市町村長が適当と認める事項としては、戸籍の附票の構成、同一の戸籍の附票に記載されている者の生年月日等が考えられる。

B Aの措置をとることが困難であると認められる場合には、Aに掲げる個人番号カード及び旅券

C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

- (A) 旅券
- (B) Aに掲げる個人番号カード及び旅券のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの（戸籍の附票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

なお、市町村長が適当と認める書類としては、個人番号カード（当該個人番号カードの交付を受けている者の写真が表示されていないものに限る。）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、地方公共団体が交付する敬老手帳、資格確認書、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）、児童扶養手当証書、出生届出済証明書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証等が考えられる。

また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等のほか、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（第4-3-1）別紙様式第2）を利用することも考えられる。

(2) 附票管理市町村以外の市町村における引渡し方法

交付申請者が附票管理市町村以外の市町村での個人番号カードの引渡しを希望する場合、附票管理市町村長は、当該個人番号カードの引渡しを行う市町村長（以下「引渡し市町村長」という。）に当該個人番号カードを送付する（法第16条の2第7項、令第13条第5項）。その際、当該個人番号カード運用状況を運用中とする。

引渡し市町村長は、交付申請者に対して、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メールで通知し、当該市町村の事務所への出頭を求め、(1)に準じて交付申請者が本人であることを確認し、交付申請者に当該個人番号カードを引き渡す。

(3) 在外公館における引渡し方法

交付申請者が在外公館での個人番号カードの引渡しを希望する場合、附票管理市町村長は、当該個人番号カードの引渡しを行う領事官に当該個人

番号カードを送付する（法第16条の2第7項、令第13条第5項）。その際、当該個人番号カード運用状況を運用中とする。

当該個人番号カードの引渡しを行う領事官は、交付申請者に対して、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メールで通知し、当該領事官の指定する場所への出頭を求め、(1)に準じて交付申請者が本人であることを確認し、交付申請者に当該個人番号カードを引き渡す。また、領事官が本人確認を行う場合において、(1)－Aから(1)－Cにおいて掲げる書類の提示を受けることが困難なやむを得ない事由があるときは、以下に掲げる書類による本人確認を認めるものとする（法第17条第4項、令第13条第10項及び第12項）。

A 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうち市町村長が適当と認める二以上の書類

B Aの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

(A) Aに掲げる書類のうち領事官が適当と認めるもの

(B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、領事官が適当と認めるもの（戸籍の附票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）。

なお、領事官が適当と認める書類としては、(1)－C－(B)において示した書類が考えられる。

(4) 15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合の交付方法

15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合、交付申請書にその法定代理人の氏名等を記載させ、当該法定代理人に対し、引渡し場所（市町村の事務所又は領事官の指定する場所）への出頭を求めることとする。附票管理市町村長は、交付申請書に記載されている氏名が交付申請者の法定代理人の氏名であることを確認し、個人番号カードの引渡しを行う市町村長又は領事官は、当該法定代理人に係る(1)に掲げる（領事官の指定する場所へ出頭を求めるときは、(1)又は(3)に掲げる）いずれかの書類（(1)又は(3)の個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）により、法定代理人が本人であることを確認する。

(5) 個人番号カードの暗証番号の設定

個人番号カードに係る暗証番号の設定については、以下の方法で行うものとする。

交付申請書を附票管理市町村長に提出する際に、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を暗証番号設定依頼書に記載させ、併せて附票管理市町村長に届出をさせる（省令第33条第6項）。ただし、暗証番号の設定を希望しない場合は、暗証番号設定依頼書には代わりに暗証番号の設定を希望しない旨を記載させることとする。

ア (1)の方法で個人番号カードを交付する場合は、交付申請者又はその法定代理人自ら、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を個人番号カードに設定させる（省令第33条第1項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。その際、申請時に提出された暗証番号設定依頼書又はその写しを交付し、当該暗証番号設定依頼書に記載された暗証番号を設定させることが望ましい。

この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、交付申請者又はその法定代理人の同意を前提として暗証番号を代行して入力することを含め、市町村職員や介助者による必要な補助を行うこととして差し支えない。なお、暗証番号の決定を代行することは認められないことから、暗証番号を代行して入力する際には、入力を代行する市町村職員以外の市

町村職員が本人の意思を確認するなど、本人が暗証番号を決定したことについて十分な確認を行うものとする。

また、本人の希望により暗証番号設定依頼書に記載されたものとは異なる暗証番号を設定する場合は、設定した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする（なお、個人番号カード設定暗証番号記載票の様式は、第4-3-(9)-イ 様式第1のとおりとし、電子証明書設定暗証番号記載票の様式と統合する場合は、第4-3-(9)-イ 様式第2を使用することとする。）。

なお、利用者証明用電子証明書の発行を申請している場合に限り、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。

イ (2)又は(3)の方法により個人番号カードを交付する場合は、届け出られた暗証番号設定依頼書に基づき、附票管理市町村の職員が暗証番号を設定する（省令第33条第6項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

(6) 国外転出者に係る個人番号カードの交付にあたってのその他の留意事項

ア 個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーションについて、氏名の一部に代替文字が必要な場合には、統合端末に記載されている代替文字を入力する。原則として交付申請者の選択を尊重するが、社会通念に照らして代替文字と本来の文字がかけ離れていると判断した場合には、交付申請者に説明し、了解を得た上で選択し直すことも差し支えない。

イ 個人番号カードを交付するにあたっては、その券面記載事項及び内部記録事項が正確であるかどうかについて留意する。

ウ 個人番号カードの交付に際しては、その処理と連動して、個人番号カード運用状況を運用中とする。

エ 個人番号カードの交付を行うにあたっては、交付申請者に対し、既に失効した個人番号カードを返納せずに保有していることがないかを確認し、返納がなされていない場合には返納するよう促すものとする（法第17条第11項）。

オ 個人番号カードの交付を行うにあたっては、窓口において迅速にカード交付処理を行うための体制を整備する等の措置を講ずることにより、窓口における交付申請者の待ち時間を可能な限り短縮するよう努める。

4 国外転出者に係る個人番号カードの再交付

(1) 再交付申請書の受理

ア 再交付の事由

個人番号カードの交付を受けている者から、次に掲げる事由により附票管理市町村長を経由して機構に対し再交付申請があった場合、その者に係る個人番号カードを再交付しなければならない（省令第28条第1項）。

(ア) 個人番号カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合

(イ) 個人番号カードの機能が損なわれた場合

イ 再交付申請書の記載事項並びに附票送付先情報の入力及び登録

再交付申請書の記載事項については、第10-1-アに準じて取り扱う。

なお、再交付申請書には、併せて個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由を記載させる（省令第28条第1項）。

再交付申請書は、電子証明書発行／更新申請書と統合することとし、次に掲げる様式とする。

個人番号カード再交付申請書兼 電子証明書発行/更新申請書

【国外輸出者用】

地方公共団体情報システム機構 宛		申請書 ID (本轄市区町村による記入・確認欄のため、申請者の方の記入は不要です)																																																					
※本轄市区町村名を記載してください。		長 宛)																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人番号※1</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 顔写真貼付欄 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm) ・ 最近3ヶ月以内に撮影 ・ 正面・無帽・無背景のもの ・ 裏面に、氏名、生年月日 を記入してください。 </div> </td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名※2 (必ず記入)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>国外での住所 (外国語表記) ※郵便物の送付時、 この住所記載を その物の送付に 必ず記入)</td> <td colspan="3"> Name _____ Address _____ 国名 (英訳漢字) : _____ </td> </tr> <tr> <td>生年月日※2 (必ず記入、和暦)</td> <td>年 月 日</td> <td>性別※2 (必ず記入)</td> <td>男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td>国外転出(予定)日 (和暦) ※5</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>カード受取 希望場所 (必ず記入)</td> <td colspan="3"> 受取を希望する場所(お住まいの1階の口を黒く塗りつぶし、() 内に在外公館名または市区町村庁舎名を記入してください) <input type="checkbox"/> 在外公館 () 大使館/総領事館/領事事務所) <input type="checkbox"/> 日本国内 () 部/道/府/県 市区町村 (区) </td> </tr> <tr> <td>メールアドレス1 (必ず記入) ※3・6</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス2 (任意)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電話番号1 (必ず記入) ※3・6</td> <td>(国番号: +))</td> <td>本籍地 市区町村名 (必ず記入、政令市の 場合は区まで必須)</td> <td>都 道 府 県 市 区 村 区</td> </tr> <tr> <td>電話番号2 (任意)</td> <td>(国番号: +))</td> <td>再交付を受けよう とする事由 ※7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点字※4</td> <td><input type="checkbox"/> 点字表記を希望する (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 申請不備による交付申請書の再提出の場合は、左の□を黒く塗りつぶしてください。</td> <td><input type="checkbox"/> 直近、3ヶ月以内に戸籍の届出を行った場合は、左の□を黒く塗りつぶしてください。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				個人番号※1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 顔写真貼付欄 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm) ・ 最近3ヶ月以内に撮影 ・ 正面・無帽・無背景のもの ・ 裏面に、氏名、生年月日 を記入してください。 </div>			ふりがな				氏名※2 (必ず記入)				国外での住所 (外国語表記) ※郵便物の送付時、 この住所記載を その物の送付に 必ず記入)	Name _____ Address _____ 国名 (英訳漢字) : _____			生年月日※2 (必ず記入、和暦)	年 月 日	性別※2 (必ず記入)	男 ・ 女	国外転出(予定)日 (和暦) ※5	年 月 日			カード受取 希望場所 (必ず記入)	受取を希望する場所(お住まいの1階の口を黒く塗りつぶし、() 内に在外公館名または市区町村庁舎名を記入してください) <input type="checkbox"/> 在外公館 () 大使館/総領事館/領事事務所) <input type="checkbox"/> 日本国内 () 部/道/府/県 市区町村 (区)			メールアドレス1 (必ず記入) ※3・6				メールアドレス2 (任意)				電話番号1 (必ず記入) ※3・6	(国番号: +))	本籍地 市区町村名 (必ず記入、政令市の 場合は区まで必須)	都 道 府 県 市 区 村 区	電話番号2 (任意)	(国番号: +))	再交付を受けよう とする事由 ※7		点字※4	<input type="checkbox"/> 点字表記を希望する (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字)			<input type="checkbox"/> 申請不備による交付申請書の再提出の場合は、左の□を黒く塗りつぶしてください。	<input type="checkbox"/> 直近、3ヶ月以内に戸籍の届出を行った場合は、左の□を黒く塗りつぶしてください。		
個人番号※1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 顔写真貼付欄 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm) ・ 最近3ヶ月以内に撮影 ・ 正面・無帽・無背景のもの ・ 裏面に、氏名、生年月日 を記入してください。 </div>																																																						
ふりがな																																																							
氏名※2 (必ず記入)																																																							
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物の送付時、 この住所記載を その物の送付に 必ず記入)	Name _____ Address _____ 国名 (英訳漢字) : _____																																																						
生年月日※2 (必ず記入、和暦)	年 月 日	性別※2 (必ず記入)	男 ・ 女																																																				
国外転出(予定)日 (和暦) ※5	年 月 日																																																						
カード受取 希望場所 (必ず記入)	受取を希望する場所(お住まいの1階の口を黒く塗りつぶし、() 内に在外公館名または市区町村庁舎名を記入してください) <input type="checkbox"/> 在外公館 () 大使館/総領事館/領事事務所) <input type="checkbox"/> 日本国内 () 部/道/府/県 市区町村 (区)																																																						
メールアドレス1 (必ず記入) ※3・6																																																							
メールアドレス2 (任意)																																																							
電話番号1 (必ず記入) ※3・6	(国番号: +))	本籍地 市区町村名 (必ず記入、政令市の 場合は区まで必須)	都 道 府 県 市 区 村 区																																																				
電話番号2 (任意)	(国番号: +))	再交付を受けよう とする事由 ※7																																																					
点字※4	<input type="checkbox"/> 点字表記を希望する (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字)																																																						
<input type="checkbox"/> 申請不備による交付申請書の再提出の場合は、左の□を黒く塗りつぶしてください。	<input type="checkbox"/> 直近、3ヶ月以内に戸籍の届出を行った場合は、左の□を黒く塗りつぶしてください。																																																						

※1 不詳な場合は記載不要です。記載された個人番号に誤りがあるときは、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。

※2 氏名は、生年月日と性別を併記し、姓を姓の順に、名を名の順に記載する必要があります。記載してください。電話番号は通話料から記載してください。

※3 1 氏名の各文字を縦書きの順に記載し、姓の順に、名を名の順に記載する必要があります。記載してください。電話番号は通話料から記載してください。

※4 ふりがな(最大4文字まで)を横書きで、点字等(1文字)が点字で表記されます。わかる範囲で記載してください。

※5 最終住所地で国外転出申請を提出した際に記入したメールアドレス及び電話番号を記載してください。

※6 個人番号カードで国外転出申請を提出した際に記入したメールアドレス及び電話番号を記載してください。

※7 再交付の事由が「紛失」の場合は、紛失した証明書を証明する書類等を添付して提出してください。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名

【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※

利用者証明用電子証明書※

※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

【ご注意】

オンラインポータル等(インターネット)上での利用には電子証明書が必要となります。オンラインポータル上での利用を予定されている方は□を塗りつぶさないで提出してください。添付された暗証番号取扱依頼書に署名用電子証明書、利用者証明書電子証明書の暗証番号が記載されている場合には、発行を希望されたものとみなします。

代理人 ふりがな	本人との 関係。	代理人 氏名	本人との ふりがな	代理人 氏名	本人との 関係。
代理人 住所	本人との 関係。	代理人 住所	代理人 住所	代理人 住所	本人との 関係。
メールアドレス アドレス		メールアドレス アドレス		メールアドレス アドレス	

暗証番号を設定しないこと (顔認識をオン/オフ)を希望する方は、窓口への来庁前に申し出てください。

15 歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

事務処理記載欄

外務省管理番号：
戸籍届出 (兼・有)
公館名 (親公館)：

受理公館： 受理年月日： 届出の種類

また、個人番号カードの再交付申請を行うには、統合端末を操作することにより、最新の附票送付先情報入力を実施する。

ウ 写真の添付

写真の添付については、第10-1-イに準じて取り扱う。

エ 再交付申請書の保存

再交付申請書の保存については、第10-1-ウに準じて取り扱う。

オ 附票管理市町村長以外の市町村長を経由した再交付申請書の提出

附票管理市町村長以外の市町村長を経由した再交付申請書の提出については、第10-1-エに準じて取り扱う。

カ 領事官を経由した再交付申請書の提出

領事官を経由した再交付申請書の提出については、第10-1-オに準じて取り扱う。

キ 郵便等又は代理人による再交付申請書の提出

郵便等又は代理人による再交付申請書の提出については、第10-1-カに準じて取り扱う。

ク 二重交付の禁止

個人番号カードの再交付を受けようとする者に対し、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、再交付申請書の提出と併せて、当該個人番号カードを返納させる（省令第28条第2項）。

なお、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合において、個人番号カードを再交付するときは、その事実を疎明するに足りる書類を提出させるものとする（省令第28条第3項）。当該事実を証明する書類としては、次に掲げるいずれかの書類とする。

(ア) 個人番号カードを紛失し、警察署等に遺失届を届け出たことを証する書類

(イ) 消防署又は市町村の発行する罹災証明書に相当するもの

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる書類の提出が困難な場合には、紛失又は焼失の経緯を記載した書類

個人番号カードの返納を受けた場合は、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とし、個人番号カードの返納を受けることができないと認められる場合は、個人番号カード運用状況を廃止とする（省令第28条第4項）。

なお、現に交付を受けている個人番号カードについて、その券面記載事項により本人確認が可能であると認められる場合は、本人の希望により、当該個人番号カードを返却させ、当該個人番号カードと引換えに個人番号カードを再交付することができる。

この場合においては、再交付に際し、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする。

ケ 個人番号カードの再交付申請の取消しについては、第10-1-ケに準じて取り扱う。

(2) 作成

作成については、第10-2に準じて取り扱う。

(3) 再交付

再交付については、第10-3に準じて取り扱う。

5 国外転出者に係る個人番号カードの有効期間内の交付

(1) 交付申請書の受理

ア 有効期間内の交付の事由

個人番号カードの交付を受けている者から、次に掲げる事由により附票管理市町村長又は領事官若しくは附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を通じて機構に対し交付申請があった場合、その者に係る個人番号カードを交付しなければならない（省令第29条第1項）。ただし、(ウ)及び(エ)の事由による有効期間内の交付は、カにより交付申請がなされ、領事官による個人番号カードの引渡しを希望する場合に限る。

(ア) 個人番号カードの有効期間の満了する日までの期間が1年未満となった場合（個人番号カードの有効期間が満了した場合を含む。）

(イ) 個人番号カードの表面の追記欄の余白がなくなった場合その他附票管理市町村長が特に必要と認める場合

(ウ) 個人番号カードの券面記載事項に変更があった場合

(エ) 個人番号カードに搭載されている電子証明書の有効期間が満了するまでの日が1年未満となった場合

イ 交付申請書の記載事項並びに附票送付先情報の入力及び登録

交付申請書の記載事項については、第10-1-アに準じて取り扱う。

なお、交付申請書には、併せて個人番号カードの交付を受けようとする事由を記載させることが望ましい。

ウ 写真の添付

写真の添付については、第10-1-イに準じて取り扱う。

エ 交付申請書の保存

交付申請書の保存については、第10-1-ウに準じて取り扱う。

オ 附票管理市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出

附票管理市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出については、第10-1-エに準じて取り扱う。

カ 領事官を経由した交付申請書の提出

領事官を経由した交付申請書の提出については、第10-1-オに準じて取り扱う。

キ 郵便等又は代理人による交付申請書の提出

郵便等又は代理人による交付申請書の提出については、第10-1-カに準じて取り扱う。

この場合においては、市町村の判断により、個人番号カードの提示に代えて、その写しを提出させる運用等を行うことができる。

ク 個人番号カードの有効期間内の交付申請の取消しについては、第10-1-ケに準じて取り扱う。

(2) 作成

作成については、第10-2に準じて取り扱う。

ただし、第10-5-(1)-ア-(ア)の場合の有効期間の設定については、

ア 第10-2-イ-Aの者

(ア) 現に交付を受けている個人番号カードの有効期限が、新たに申請を行った個人番号カードの作成の日から3ヶ月以内の場合は、作成の日から11回目の誕生日まで

(イ) (ア)以外の場合は、作成の日から10回目の誕生日まで

イ 第10-2-イ-Bの者

(ア) 現に交付を受けている個人番号カードの有効期限が、新たに申請を行った個人番号カードの作成の日から3ヶ月以内の場合は、作成の日から6回目の誕生日まで

(イ) (ア)以外の場合は、作成の日から5回目の誕生日までとする。

(3) 交付

交付については、第10-3に準じて取り扱う。

なお、現に交付を受けている個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付する（省令第29条第2項）。

この場合においては、交付に際し、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする。

6 国外転出者に係る個人番号カードの券面記載事項の変更

(1) 附票管理市町村長への券面記載事項変更届出の提出

ア 附票管理市町村長は、個人番号カードの券面記載事項に変更が生じたときは、当該個人番号カードを添えて、個人番号カードの券面記載事項の変更内容並びにその者の氏名及び国外での住所を記載した変更届を提出させる（法第17条第8項）。

イ 個人番号カードの券面記載事項の変更届の提出があった場合は、当該届出の年月日及び変更後の内容を表面の追記欄に記載し「職権修正」等と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第10-3-(5)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する。

表面の追記欄への記載により、追記欄の余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更が生じた際に追記欄への記載ができなくなることから、速やかに個人番号カードの有効期間内の交付申請を行うよう案内することが適当である。

ウ 券面記載事項変更届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書失効申請／新規発行申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

【国外転出者用】

個人番号カード券面記載事項変更届

地方公共団体情報システム機構 宛

長 様

※本籍地市町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 ※ 1 (必ず記入)	(3桁の空)	生年月日 (必ず記入、和暦)	年 月 日	性別 (必ず記入)	男・女
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用します (必ず記入)	Name : _____ Address : _____ (国名 (英語表記) : _____)				
国外転出 (予定) 日 (和暦)	年 月 日				
メールアドレス ※ 1 (必ず記入)					
メールアドレス2					
電話番号1 ※ 2 (必ず記入)	(国番号 :)				
電話番号2	(国番号 :)				
変更事由	戸籍の記載変更 ()	本籍地 市区町村名 (必ず記入)	都 道 府 県 市 区 町 村 区		

※ 1 個人番号が不明な場合は記載不要です。

※ 2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

新しい氏名	
新しい性別	男・女

代替対象文字の有無を以下に記入してください。

代替対象文字の有無	(無・有)	常用している文字	(例：吉→吉)
-----------	-------	----------	---------

※ 申請される方の氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字 (代替対象文字) があることを経験上ご存知の場合は、有に○を付けてください。
また、そのような場合に常用されている文字があれば、代わりに置き換える文字を選択する際の参考とするため、「常用している文字」欄に記入してください。分からない場合は、記入していただく必要はありません。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人 記載 欄	氏名	住所	電話番号	本人との 関係
	メールアドレス			

事務処理記載欄	
---------	--

【国外転出者用】

個人番号カード券面記載事項変更届
兼 電子証明書失効申請/新規発行申請書

地方公共団体情報システム機構 宛

長 様

※本籍地市町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 ※ 1 (必ず記入)	(3桁の桁)	生年月日 (必ず記入、和暦)	年 月 日	性別 (必ず記入)	男・女
氏名 (必ず記入)	Name : _____				
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用します (必ず記入)	Address : _____				
国外転出 (予定) 日 (和暦)	年 月 日				
メールアドレス ※ 1 (必ず記入)					
メールアドレス ※ 2 (必ず記入)	(国番号 :)	本籍地 市区町村名 (必ず記入)			
電話番号1 ※ 2 (必ず記入)	(国番号 :)	都 道 府 県 市 区 町 村 区			
電話番号2	(国番号 :)				
変更事由	戸籍の記載変更 ()				

※ 1 個人番号が不明な場合は記載不要です。

※ 2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

新しい氏名	
新しい性別	男・女
券面記載事項の変更に伴い失効する署名用電子証明書を発行する場合、 <input type="checkbox"/> 欄にチェックをつけてください。	
申請内容	署名用電子証明書の発行 <input type="checkbox"/>

代替対象文字の有無を以下に記入してください。

代替対象文字の有無	(無/有)	常用している文字	(例：古→古)
-----------	-------	----------	---------

※ 申請される方の氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字 (代替対象文字) があることを経験上ご存知の場合は、有に○をつけてください。

また、そのような場合に常用されている文字があれば、代わりに置き換える文字を選択する際の参考とするため、「常用している文字」欄に記入してください。分からない場合は、記入していただく必要はありません。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人 氏名	本人との関係	
	代理人 住所	
メールアドレス	電話番号	
事務処理記載欄		

エ 本人の法定代理人又は配偶者である者に限り、本人の代理でアの処理を申し出ることを認める。このとき、代理人に暗証番号を入力させることとして差し支えない。

(2) 領事官を経由した券面記載事項の変更手続

領事官を経由して手続を行うことを希望する場合、券面記載事項の変更ではなく、第10-5-カにより個人番号カードの有効期間内の交付を申請するよう案内する。

7 国外転出者に係る個人番号カードの暗証番号の変更・再設定

(1) 附票管理市町村長への暗証番号変更・再設定申請書の提出

ア 暗証番号の再設定

附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外での住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。再設定申請者又はその法定代理人に対し、第4-3-(1)又は(7)により本人確認を行った上で、自ら新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第9項）。

イ 暗証番号の変更

附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外での住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。変更申請者又はその法定代理人に対し、第4-3-(1)又は(7)により本人確認を行った上で、自ら旧暗証番号及び新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第9項）。

個人番号カード暗証番号変更・再設定申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号変更・再設定申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

【国外転出者用】

個人番号カード暗証番号変更・再設定申請書

※本籍地市町村名を記載してください。

居 拠

令和 年 月 日

個人番号 ※ 1	生年月日 (必ず記入、和暦)	年 月 日	性別 (必ず記入)	男・女
氏名 (必ず記入)	(ふりがな)			
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま用います (必ず記入)	Name : _____ Address : _____			
カード受取 希望場所 (在外公館から届け 出る場合のみ記入)	受取を希望する在外公館名を記入してください。 大使館/総領事館/領事事務所			
メールアドレス1 ※ 2 (必ず記入)				
メールアドレス2				
電話番号1 ※ 2 (必ず記入)	(国番号 :)			
電話番号2	(国番号 :)	本籍地 市区町村名 (必ず記入)	都 道 府 県 市 区 町 村 区	
国外転出 (予定) 日 (和暦)	年 月 日			

※ 1 個人番号が不明な場合は記載不要です。
※ 2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

申請の内容及び暗証番号について、該当する番号に○をつけた上で、変更及び再設定から該当する手続を選択し、○をつけてください。

申請内容 1. 住民基本台帳用の暗証番号 (変更・再設定) 2. 券面事項入力補助用の暗証番号 (変更・再設定)

※ 再設定・暗証番号の初層化及び変更を行います。
※ 変更は、本籍地市町村に直接来庁して手続を行う場合のみ可能です。

以下の欄に設定する暗証番号を記入してください。

フリガナ				
①住民基本台帳用 暗証番号				
フリガナ				
②券面事項入力補助用 暗証番号				

【記載に当たっての留意事項】
・数字 4 文字
・住民基本台帳用暗証番号と券面事項入力補助用暗証番号は
同一で差し支えない
・生年月日等の推定されやすい暗証番号はむる

①住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号
②個人番号や基本 4 情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代 理 人 記 載 欄	ふりがな	本人との 関係	ふりがな	本人との 関係
	代理人 氏名		代理人 氏名	
	メールアドレス	電話番号 (国番号 :)		

事務処理記載欄	外務省管理番号： 戸籍届出 (無・有) 公称名 (敬号) :	受理公館：	受理年月日：	届出の種類
---------	--------------------------------------	-------	--------	-------

ウ 暗証番号の再設定又は変更方法

個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定又は変更については、第10-3-(5)に準じて取り扱う。

個人番号カード暗証番号変更・再設定申請書の様式は、第10-7-(1)-イ 様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号変更・再設定申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は第10-7-(1)-イ 様式第2のとおりとする。

(2) 領事官を経由した暗証番号の再設定

ア 暗証番号の再設定

附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外での住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を、領事官を経由して提出させる。この場合、附票管理市町村の職員が、暗証番号変更・再設定申請書に記載された暗証番号を設定する（省令第33条第9項）。

イ 暗証番号の再設定方法

個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定については、第10-3-(5)に準じて取り扱う。また、再設定を行った個人番号カードについては、領事官を経由して返還する（省令第33条第9項）。なお、附票管理市町村長がやむを得ない事情があると認めるときを除き、国外転出者が一定期間、返還される個人番号カードを受け取りにこなかった場合は、附票管理市町村長は当該個人番号カードを失効させる（省令第30条の2第1項第2号）。

8 国外転出者が個人番号カードを紛失した旨の届出

(1) 附票管理市町村長への紛失した旨の届出

ア 個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号カードを紛失した旨の届出を受けたときは、直ちに個人番号カード運用状況を一時停止とする（法第17条第12項の規定により読み替えて適用する同条第9項）。

イ 電話又は窓口での口頭による届出も受理することとし、氏名並びに個人番号又は生年月日及び性別等の申告を求め、本人確認を行う。

また、代理人による届出も受理することとし、本人確認と併せて、交付申請者との続柄等の申告を求め、附票管理市町村長において、代理権を授与した事実の確認を行う。

ウ 個人番号カードを紛失した旨の届出の受理状況についての市町村任意形式の記録簿を作成し、管理する。

エ 紛失・廃止届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

個人番号カード紛失・廃止届

※本籍地市区町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 ※ 1		生年月日 (必ず記入・和暦)	年 月 日	性別 (必ず記入)	男・女
氏名 (必ず記入)	(仮の姓)				
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用しま す (必ず記入)	Name : _____ Address : _____ (国名 (英語表記) : _____)				
国外転出 (予定) (和暦)	年 月 日				
メールアドレス1 ※ 2 (必ず記入)					
メールアドレス2					
電話番号1 ※ 2 (必ず記入)	(国番号 :)				
電話番号2	(国番号 :)	本籍地 市区町村名 (必ず記入)	都 道 府 県 市 区 町 村 区		
紛失の経緯					
紛失届を届出した警察署等 ※ 3					

※ 1 個人番号が不明な場合は記載不要です。

※ 2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

※ 3 警察署等の発行する遺失届を提出したことを証明する書類または消滅届を提出したことを証明する被災証明書を添付してください。

代理人による届出の場合には、以下に記入してください。

代理人記載欄	代理人 氏名	本人との 関係	
	代理人 住所		
メールアドレス	電話番号		

事務処理記載欄	外務省管理番号： 戸籍届出 (無) 有) : 受理人氏名： 受理年月日： 届出の種類
	公館名 (無) 有) : 受理人氏名： 受理年月日： 届出の種類

【国外転出者用】

個人番号カード紛失・廃止届
兼 電子証明書失効申請/秘密鍵漏えい等届出書

局長
※本籍地市町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 ※1 (必ず記入)	生年月日 (必ず記入、和暦)	年 月 日	性別 (必ず記入)	男・女
氏名 (仮の仮名)				
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用します (必ず記入)	Name : _____ Address : _____ (国名 (英語表記) : _____)			
国外転出 (予定) 日 (和暦)	年 月 日			
メールアドレス1 ※2 (必ず記入)				
メールアドレス2	電話番号1 ※2 (必ず記入)	(国番号:)	本籍地 市区町村名 (必ず記入)	都道 府県 市区 町村
電話番号2	(国番号:)		紛失の経緯 ※3	

※1 個人番号が不明な場合は記載不要です。

※2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

※3 警察署等の発行する遺失届を提出したことを証明する書類または消印置も印は市町村の発行する罹災証明書を添付してください。

失効申請等について、該当するものに○を付けてください。また、失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（個人番号カード、電子証明書の写し等）を本日お持ちいただいたりしている場合にはその旨も、もとの番号をお分かりになる場合には併せて記入ください。

なお、個人番号カードを保持している場合には、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該個人番号カード上の消去いたしますので、あらかじめご了承ください。

署名用電子証明書	シリアル番号	資料の有無 (無・有)	
	1. サービス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)		
利用者証明用電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. サービス利用の自発的な取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・廃止、暗証番号の漏えい等)		

代理人による届出の場合には、以下に記入してください。

代理人 氏名	代理人 住所	本人との 関係
	代理人 職業	
メールアドレス	電話番号	

事務処理記載欄	外務省管理番号： 戸籍届出（無・有） 公称名（和・公語）：	受理公館：	受理年月日：	届出の種類
---------	-------------------------------------	-------	--------	-------

(2) 領事官を経由した紛失した旨の届出

領事官を経由して紛失した旨の届出が提出されたときは、領事官は当該届出を附票管理市町村長に送付し、附票管理市町村長は(1)に準じて受理を行う。ただし、この場合においては、電話又は窓口での口頭による届出を受理することはできない（法第17条第12項の規定により読み替えて適用する同条第9項）。

9 国外転出者に係る個人番号カードを発見した旨の届出

(1) 附票管理市町村長への発見した旨の届出

ア 個人番号カードを紛失した旨の届出をした者（個人番号カードの再交付を受けた者を除く。）から、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けたときは、個人番号カード運用状況を運用中とする（省令第30条）。この際、一時保留状態となっている電子証明書については、失効させる必要があり、再発行の希望がある場合はその処理を行う（公的個人認証サービス事務処理要領第4-3）。

イ アの届出を受理するに際しては、発見した個人番号カードを提示させる。

ウ 一時停止解除届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書失効申請／新規発行申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

【国外転出者用】

個人番号カード一時停止解除届

地方公共団体情報システム機構 宛

様 様

※本籍地市町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 ※1	(30桁)	生年月日 (必ず記入・和暦)	年 月 日	性別 (必ず記入)	男・女
氏名 (必ず記入)					
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この 欄の記載をそのまま使 用します (必ず記入)	Name : _____ Address : _____				
国外転出 (予定) 日 (和暦)	年 月 日				
カード受取 希望場所 (在外公館から届く 出る場合のみ記入)	受取を希望する在外公館名を記入してください。 大使館/総領事館/領事事務所				
メールアドレス1 ※2 (必ず記入)					
メールアドレス2					
電話番号1 ※2 (必ず記入)	(国番号 :)			本籍地 市区町村名 (必ず記入)	都 道 府 県 市 区 町 村 区
電話番号2	(国番号 :)				
削除理由					

※1 個人番号が不明な場合は記載不要です。

※2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

15歳未満の方、成年後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人 記載 欄	おのりな	本人との 関係		おのりな	本人との 関係
	代理人 氏名			代理人 氏名	
	代理人 住所				
	メールアドレス	電話番号	(国番号 :)		

事務処理記載欄	外務省管理番号： 戸籍番出(無公館)： 公館名(親公館)：	受理公館：	受理年月日：	届出の種類
---------	-------------------------------------	-------	--------	-------

個人番号カード一時停止解除届 兼 電子証明書失効申請/新規発行申請書

地方公共団体情報システム機構 宛

長 様

※本籍地市町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 ※ 1		生年月日 <small>(必ず記入、和暦)</small>	年 月 日	性別 <small>(必ず記入)</small>	男・女
氏名 <small>(必ず記入)</small>	<small>(仮名)</small>				
国外での住所 <small>(外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用します (必ず記入)</small>	Name : _____ Address : _____				
国外転出 (予定) 日 <small>(和暦)</small>	年 月 日				
カード受取希望場所 <small>(在外公館から届け出る場合のみ記入)</small>	大使館/総領事館/領事事務所				
メールアドレス1 ※ 2 <small>(必ず記入)</small>					
メールアドレス2					
電話番号1 ※ 2 <small>(必ず記入)</small>	(国番号 :)	本籍地 市区町村名 <small>(必ず記入)</small>		都 道 府 県 市 区 町 村 区	
電話番号2	(国番号 :)				
解除理由					
申請内容	電子証明書の発行を受けたいとする場合は、 <input type="checkbox"/> を黒く塗りつぶしてください。 <input type="checkbox"/> 署名用電子証明書 <input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書				

※ 1 個人番号が不明な場合は記載不要です。

※ 2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人記載欄	<small>仮名</small>	本人との関係		<small>仮名</small>	本人との関係
	代理人氏名			代理人氏名	
	代理人住所				
	メールアドレス	電話番号	(国番号 :)		

事務処理記載欄	外務省管理番号 : _____ 戸籍届出 (無・有) 公館名 (親公館) : _____
	受理公館 : _____ 受理年月日 : _____ 届出の種類 : _____

(2) 領事官を経由した発見した旨の届出

領事官を経由して発見した旨の届出が提出されたときは、領事官は当該届出を附票管理市町村長に送付し、附票管理市町村長は(1)に準じて受理を行う(省令第30条)。このとき、電子証明書を再発行する場合は、届出と併せて発見した個人番号カードを附票管理市町村長に送付し、附票管理市町村長は再発行した電子証明書を搭載した個人番号カードを領事官を経由して返還する。

なお、この場合は、第10-7-(2)に準じて取り扱うものとし、附票管理市町村長がやむを得ない事情があると認めるときを除き、国外転出者が90日間、返還される個人番号カードを受け取りにこなかった場合は、附票管理市町村長は当該個人番号カードを失効させる(令第14条第10号、省令第30条の2)。

10 国外転出者に係る個人番号カードの廃止又は回収

ア 附票管理市町村長は、個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号カード返納届を添えて、個人番号カードの返納があったときは、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする(法第17条第11項、令第15条第1項、第2項及び第4項、省令第31条)。

領事官を経由して返納があった場合は、領事官は返納届のみを附票管理市町村長に送付し、附票管理市町村長は個人番号カード運用状況を返納届の届出日に遡及して廃止及び回収とする。

イ 個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした市町村長は、当該個人番号カードを個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする(令第15条第3項)。領事官を経由して返納があった場合は、アに準じた取扱いをすることとする。

(ア) 戸籍の附票が消除されたとき(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第二十三条の規定により失踪の宣告を受けて従前の戸籍から除籍されたことにより当該戸籍の附票が消除されたときに限る。)

(イ) 住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。

ウ 個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、附票管理市町村長は、当該個人番号カード((ウ)の場合は、発見した個人番号カード)を個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする(令第15条第2項、省令第28条第5項)。領事官を経由して返納があった場合は、アに準じた取扱いをすることとする。

(ア) 個人番号カードの有効期間が満了したとき。

(イ) 国外から転入をした場合において、国内転入後転入届を行うことなく、転入をした日から14日を経過したとき。

(ウ) 個人番号カードの再交付を受けた場合において、紛失した個人番号カードを発見したとき。

(エ) 個人番号カードの交付又は第10-6-(1)による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認められ、当該個人番号カードの返納を命ぜられたとき。

なお、当該個人番号カードの交付を受けている者が(イ)に該当した場合には、国内転入後転入届を提出した後に、住所地市町村長において返納を受け付けて差し支えないこと。この場合は、当該個人番号カードを回収した旨を附票管理市町村長に通知し、当該附票管理市町村長の了解のもと、住所地市町村において当該個人番号カードを廃棄すること。

エ 個人番号カードの交付を受けている者が、国外から転入をした場合において、国内転入後転入届を受けた市町村長に個人番号カードの提出を行うことなく、国内転入後転入届をした日から90日を経過し、又は当該市町村長の統括する市町村から転出したときは、転入後の住所地市町村長は、当該個人番号カードを個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする。

アからエまでの場合において、他の届出等と併せて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載す

ることにより、個人番号カード返納届に代えることができる。なお、代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。

オ 個人番号カードの交付を受けている者の戸籍の附票が消除されたときは、アの場合を除き、その処理と連動して、個人番号カード運用状況を廃止とする（令第14条第9号、第11号及び第12号）。

カ 錯誤に基づき、又は過失により個人番号カードを交付した場合であって、当該個人番号カードの返納を命ずることを決定した旨を通知し、又は公示したときは、個人番号カード運用状況を廃止とする（令第14条第14号及び第16条）。

キ 個人番号カード返納届の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書失効申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりである。

【国外転出者用】

個人番号カード返納届

長 様

※本籍地市町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 ※1 (必ず記入)	生年月日 (必ず記入、和暦)	年 月 日 (必ず記入)	性別 (必ず記入)	男・女
氏名 (必ず記入)	[ふりがな]			
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用します (必ず記入)	Name : _____ Address : _____ (国名 (英語表記) : _____)			
国外転出 (予定) 日 (和暦)	年 月 日			
メールアドレス1 ※2 (必ず記入)				
メールアドレス2				
電話番号1 ※2 (必ず記入)	(国番号 :)	本籍地 市区町村名 (必ず記入)	都 道 府 県 市 区 町 村	
電話番号2	(国番号 :)			
返納理由				

※1 個人番号が不明な場合は記載不要です。

※2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

代理人による届出の場合には、以下に記入してください。

代理人 氏名	代理人 住所	本人との 関係	及び	
			代理人 氏名	
代理人 住所	メールアドレス	電話番号		
事務処理記載欄		外務省管理番号： 戸籍届出 (無・有) 公称名 (親公称) :	受理公称 :	受理年月日 :
				届出の種類

【国外転出者用】

個人番号カード返納届
兼 電子証明書失効申請書

長 様

※本籍地市町村名を記載してください。

令和 年 月 日

個人番号 ※1	生年月日 (必ず記入・和暦)	年 月 日	性別 (必ず記入)	男・女
氏名 (必ず記入)	(AND)姓)			
国外での住所 (外国語表記) ※郵便物送付時、この欄の記載をそのまま使用します (必ず記入)	Name : _____ Address : _____ (国名 (英語表記) : _____)			
国外転出 (予定) 日 (和暦)	年 月 日			
メールアドレス1 ※2 (必ず記入)				
メールアドレス2				
電話番号1 ※2 (必ず記入)	(国番号 :)	本籍地 市区町村名 (必ず記入)	都 道 府 県	性別 市区 町村 区
電話番号2	(国番号 :)			
連絡理由				

※1 個人番号が不明な場合は記載不要です。

※2 電話番号は国番号から記載してください。連絡の取れるメールアドレスおよび電話番号を記載してください。

失効申請等について、該当するもののみを付けてください。また、失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（個人番号カード、電子証明書の写し等）を本日お持ちいただいたりしている場合にはその写し、もしその番号をお分かりになる場合には併せてお持ちください。

なお、個人番号カードをお持ちいただいている場合には、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該個人番号カードより消去いたしますので、あらかじめご了承ください。

署名用電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. ユーティリティ利用の自発的取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・凍止・暗証番号の漏えい等)		
利用者証明用電子証明書	シリアル番号	資料の有無	(無・有)
	1. ユーティリティ利用の自発的取り止め 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 (例：個人番号カードの紛失・破損・盗難・凍止・暗証番号の漏えい等)		

代理人による届出の場合には、以下に記入してください。

代理人 記載欄	おのり		本人との 関係
	代理人 氏名		
代理人 記載欄	住所		
	メールアドレス	電話番号	

事務処理記載欄	外務省管理番号： 戸籍届出(無・有) 公館名(和・公館)：	受理公館：	受理年月日：	届出の種類
---------	-------------------------------------	-------	--------	-------

11 国外転出者に係る個人番号カードの廃棄

個人番号カードの返納を受けた場合、市町村は当該個人番号カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じた上で物理的に廃棄する（令第17条）。領事官を経由して個人番号カードの返納があった場合は、当該領事官は市町村に代わって当該個人番号を物理的に破棄することができる。

第11 国外転出者に係る個人番号カード継続利用事務

1 国外に転出する旨の転出届の受理の際に講ずべき措置

ア 個人番号カードの交付を受けている者が住基法第24条に規定する転出届のうち、国外に転出する旨の転出届（以下「国外転出届」という。）をする場合には、市町村長は、当該個人番号カードを国外転出届と同時に提出させ、国外転出者である旨及び当該届出に記載されている国外へ転出する予定日を「国外転出 ○年○月○日」と表面の追記欄に記載し、これに職印を押した上でこれを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第4-3-(9)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する（法第17条第6項及び第7項）。

表面の追記欄への記載により、追記欄の余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更が生じた際に追記欄への記載ができなくなることから、速やかに第10-5-(1)により個人番号カードの有効期間内の交付申請を行うよう案内することが適当である。なお、この場合において、交付申請書を国外転出前に提出することは差し支えない。

イ 同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である者が、本人の代理でアの処理を申し出ることにも可能である。このとき、代理人に暗証番号を入力させることとして差し支えない。

ウ 同一の世帯に属する者以外の代理人（本人の法定代理人である場合を除く。）が、本人の代理でアの処理を申し出ることにも可能であるが、この場合は、署名又は記名押印のある委任状の提示が必要である。このとき、本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合が必要であるため、第4-3-(9)-ウに準じて取り扱う。

2 国内に転入する旨の転入届の受理の際に講ずべき措置

個人番号カードの交付を受けている国外転出者が、国内転入後転入届をする場合には、第7-1に準じ、市町村長は、当該個人番号カードを国内転入後転入届と同時に提出させ、当該届出の年月日及び新たな住所を表面の追記欄に記載し、「転入」と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する（法第17条第6項及び第7項）。

本人以外の者による申出については、第11-1-イ及びウの取扱いに準ずることとする。

第12 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第83号）附則第2条による経過措置

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という）の施行の前日において機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせていた市町村長は、改正省令の施行日（令和3年9月1日）に、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。

また、この場合において、改正省令の施行の前日において機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示した市町村長については、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示することを要しない。